

議案第 24 号

飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について

飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴う改正

飛驒市火災予防条例の一部を改正する条例

飛驒市火災予防条例（平成16年飛驒市条例第240号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「(一般サウナ設備)」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
 - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号

の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改める。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6の2) 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

飛騨市火災予防条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第7条 略</p> <hr/>	<p>第1条～第7条 略</p> <p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p>第7条の2 <u>簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)</u> <u>又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)</u>に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下の <u>ものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)</u> <u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p>(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u></p> <p>2. <u>前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17</u></p>

2 略

第30条～第43条 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(6) 略

_____ (7) サウナ設備 _____ (個人の住居に設けるものを除く。)

(7の2)～(15) 略

以下 略

2 略

第30条～第43条 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(6) 略

(6の2) 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)

(7) 一般サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)

(7の2)～(15) 略

以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
担当部	消防本部
提案理由	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和7年総務省令第101号）及び対象火気設備等及び対象火気具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（令和7年消防庁告示第10号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの。
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>1 対象火気設備等の種類への「簡易サウナ設備」の追加</p> <p>簡易サウナ設備は、従来の消防法上のサウナ設備と特性が異なることから、別の種類のものとして位置づけるため、対象火気設備等の種類に「簡易サウナ」を追加し、「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改正するもの。</p> <p style="text-align: right;">（条例第7条の2及び第7条の3関係）</p> <p>2 簡易サウナ設備について</p> <p>(1) 固体燃料（薪）を使用する簡易サウナ設備について、火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造として、不燃材料で造ったたき殻受けを付設する必要がある旨の規定を整備するもの。</p> <p>(2) 安全を確保する装置等として、温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設ける必要がある旨の規定を整備するもの。ただし、薪を熱源とするものにあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができることとする。</p> <p style="text-align: right;">（条例第7条の2関係）</p> <p>3 住宅における火災の予防を推進するための施策として、感震ブレーカーの普及促進を明記するもの。</p> <p style="text-align: right;">（条例第29条の7関係）</p>
市民への影響等	個人が私生活のために設ける簡易サウナ設備については、設置の届出は不要であるが、個人であっても事業として利用する場合には届出が必

資料

	要となる。 市内の該当事業者 1 社
施行日	令和 8 年 3 月 31 日
備考	